下水道使用料の賦課漏れ及び賦課誤りについて

**１　経　　緯**

　　下水道の接続促進を図るため対象のお宅に個別訪問を実施した際、下水道へ接続されていると思われるお宅を発見しました。下水道受付台帳、水道料金システムのデータ及び申請書等による確認から、下水道使用料の賦課漏れであったことが判明しました。

　　これにより、他にも同様の事案がないか確認の必要があると判断し調査、点検を行いました。

**２　調査方法**

　（１）一次調査（書類上の調査）

　　　下水道受付台帳及び集落排水受付台帳（現存分）のデータと水道料金システムのデータを照合し、どちらか一方にしかデータがないものを抽出。抽出された案件を申請書類等により確認しました。

　（２）二次調査（現地確認）

　　　水道料金システムの全データから下水道データの無いものを抽出。下水道、農業集落排水の区域でないことが明らかなものを除き、申請書類や地図等をもとに確認が必要とされるものに対し、現地確認を行いました。

**３　調査結果**

各処理区域の現地調査の結果、下水道区域で１４件、農業集落排水区域で１１件の賦課漏れがあることが確認されました(古いもので平成１４年度から)。また、下水道区域において下水道に接続されていないにもかかわらず、使用料が徴収されていた賦課誤りが３件ありました。

　賦課漏れ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（件/円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用料区分 | 件数 | 遡及して納付をお願いする額 | 時効により請求ができない額 | 合　計 |
| 下水道使用料 | 14 | 1,353,107 | 1,523,906 | 2,877,013 |
| 農業集落排水施設使用料 | 11 | 950,429 | 657,679 | 1,608,108 |
| 合　計 | 25 | 2,303,536 | 2,181,585 | 4,485,121 |

賦課誤り　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（件/円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用料区分 | 件数 | 過誤納金額 |
| 下水道使用料 | 3 | 335,160 |

**４　原　　因**

　　賦課漏れ

　　・使用開始届、水道メーター指針届は出されたが、料金システムへの入力がされてい

なかった。

　　・使用開始届及び水道メーター指針届の提出がなかったため、事務処理がされていなかった。

　　・工事の完成を確認した者と料金に反映させる者とで情報共有がされていなかった。

　　・排水設備業者を通じて行う必要な手続きが行われていなかった。

　　賦課誤り

　　・散水栓について、誤って入力がされていた。

**５　再発防止策**

　　・受付台帳に項目を追加し、進行状況や書類の提出状況等を担当者間で相互に確認ができるよう変更しました。

　　・料金システムへの入力が済んだ指針届については、データの反映が確認できる書類を複数名で確認し、手続き漏れや誤登録がないよう徹底します。

・排水設備指定工事店へ排水設備の申請手続きについて、再度周知徹底します。

**６　該当となった下水道使用者への対応**

　　　賦課漏れが判明した方々には、個別訪問によりお詫びし、丁寧に経緯を説明したうえで遡及賦課に対する理解を求めていきます。また、地方自治法第２３６条（金銭債権の消滅時効）の規定に基づき最長５年分についてお支払いをお願いしております。支払方法は事情に応じ、分割納付など柔軟に対応をしております。

　　　賦課誤りによる誤徴収については、返還を完了しております。

　　今後は同様の事案を発生させることのないよう、適正な管理及び事務執行に努め再発防止を図ってまいります。